

# 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 11 年 3 月 19 日

三重県条例第 2 号

改正	平成 12 年 7 月 13 日	三重県条例第 65 号
	平成 13 年 3 月 27 日	三重県条例第 47 号
	平成 15 年 3 月 17 日	三重県条例第 9 号
	平成 17 年 10 月 21 日	三重県条例第 67 号
	平成 19 年 3 月 20 日	三重県条例第 17 号
	平成 24 年 10 月 19 日	三重県条例第 56 号
	令和 3 年 12 月 27 日	三重県条例第 52 号

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。
- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。

三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下この号及び第 21 条において「法」という。）第 2 条第 10 号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第 2 条第 15 号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。

五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。

六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

#### **（県の責務）**

**第 3 条** 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

#### **第 4 条 削除**

#### **（事業者の責務）**

**第 5 条** 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

#### **（県民の責務）**

**第 6 条** 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

## (委任)

**第 31 条** この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 12 年 7 月 13 日三重県条例第 65 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 47 号抄)

### (施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

**附 則** (平成 15 年 3 月 17 日三重県条例第 9 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 17 年 10 月 21 日三重県条例第 67 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 3 月 20 日三重県条例第 17 号)

### (施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

### (三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 三重県の事務処理の特例に関する条例(平成 12 年三重県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 25 号の項及び第 26 号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

**附 則** (平成 24 年 10 月 19 日 三重県条例第 56 号)

### (施行期日)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 3 年 12 月 27 日 三重県条例第 52 号)

### (施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

## 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

三重県規則第 118 号	平成 11 年 12 月 28 日
改正 三重県規則第 37 号	平成 16 年 3 月 31 日
改正 三重県規則第 15 号	平成 19 年 3 月 20 日
改正 三重県規則第 36 号	平成 22 年 4 月 2 日
改正 三重県規則第 23 号	平成 25 年 3 月 29 日
改正 三重県規則第 47 号	平成 29 年 4 月 18 日
改正 三重県規則第 9 号	令和元年 6 月 25 日
改正 三重県規則第 29 号	令和 3 年 2 月 19 日
改正 三重県規則第 137 号	令和 3 年 12 月 27 日

### (趣旨)

**第 1 条** この規則は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成 11 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (公共的施設)

**第 2 条** 条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共的施設は、別表第 1 の左欄に掲げるものとする。

### (特定施設)

**第 3 条** 条例第 2 条第 4 号の規則で定める特定施設は、別表第 1 の左欄に掲げるもののうち、同表の右欄に掲げるものとする。

### (公共車両等)

**第 4 条** 条例第 2 条第 5 号の規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 111 号)第 2 条第 1 項第 11 号に規定する鉄道車両

### (公共工作物)

**第 5 条** 条例第 2 条第 6 号の規則で定める公共工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 案内標識
- (2) 公衆電話所
- (3) 交通信号機

号に規定する大規模の模様替については、第 6 条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）第 17 条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている整備基準適合表等は、改正後の規則に基づいて提出された整備基準適合表等とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

#### **附 則**

##### **（施行期日）**

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

##### **（経過措置）**

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替については、第 6 条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）第 17 条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

#### **附 則**

##### **（施行期日）**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。